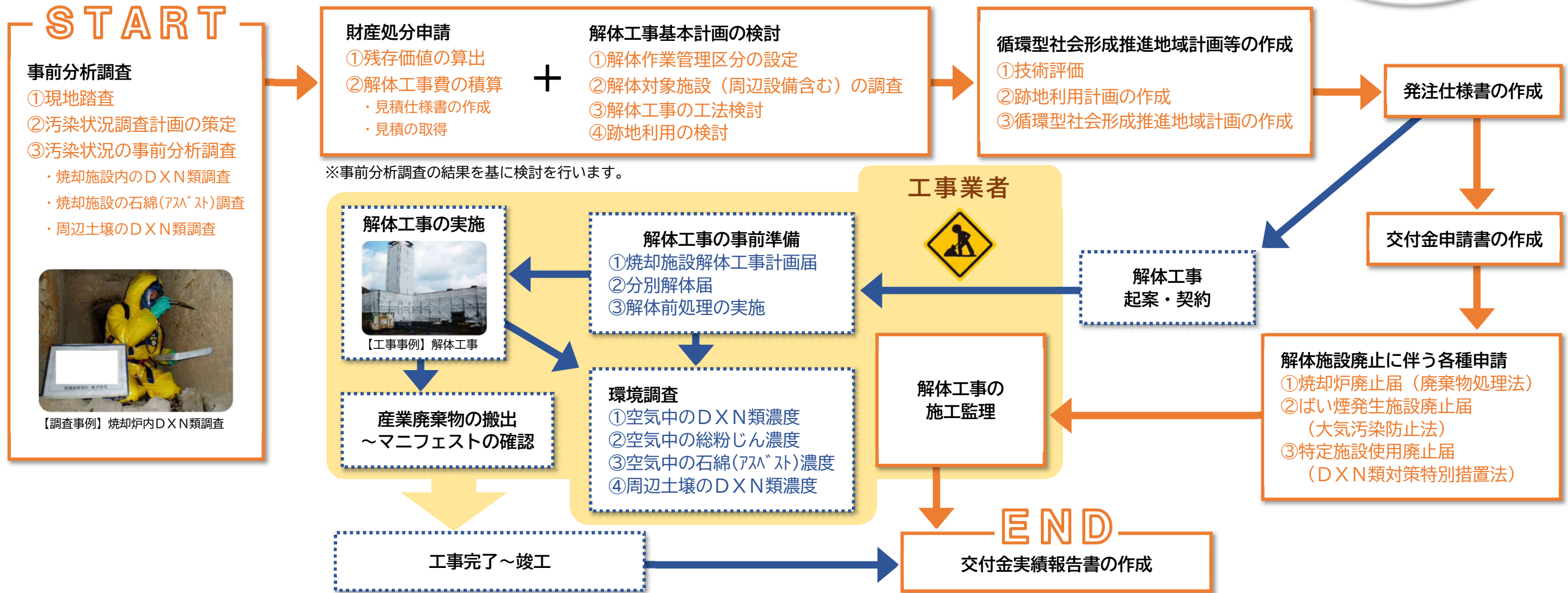


焼却施設解体業務(調査・申請・施工監理)をサポートします

焼却施設の更新等に伴い廃止された焼却施設は、住民の安全・安心の確保や公共用地の有効利用のため、早期に解体撤去することが望ましく、環境省も交付金※による支援により円滑な解体撤去を推進しています。また、焼却施設の解体撤去にあたっては厚生労働省で定める手順に従い届け出作業を行い、ダイオキシン類の 대기への飛散防止、作業労働者へのばく露防止対策、ダイオキシン類汚染廃棄物の適正処理などが必要です。こうした中、復建調査設計(株)は、焼却施設の解体撤去までの業務を行います。

※交付金(循環型社会形成推進交付金等)の対象事業について

- ・焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業(解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る)
- ・廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設(ストックヤードを含む)を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業



スケジュール

	1年次												2年次												3年次			備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
事前分析調査		調査実施																										
財産処分申請				作成		●財産処分申請																						
解体工事基本計画の検討				検討																								跡地利用の検討含む
地域計画等の作成					作成		●地域計画提出																					
発注仕様書の作成																												
交付金申請関係	●内示・交付申請*																											●実績報告
工事発注																												
各種申請関係																												労基署申請等
解体工事の実施																												解体工事(6ヶ月程度以上)
施工監理																												施工監理

※事前分析調査、発注仕様書の作成等に交付金を活用する場合は、事前に循環型社会形成推進地域計画の作成が必要です。